

ごみの分別と減量にご協力ください

大山町で令和6年度に出たごみの量は約3,812t。町民1人あたり約260kg／年、つまり1日あたり約710gのごみを排出しています。

この中で最も排出量が多いのが可燃ごみであり、全体の7割以上を占めています。大山町内の焼却場だけでは処理が間に合わないため、米子市に一部処理を委託しています。燃やすごみの量が多いほど、環境に負荷がかかるのはもちろん、ごみを収集し焼却処理するための費用も増加してしまうのです。

紙類は分別して古紙として出す、生ごみ処理機を利用して生ごみを自家処理するといった日々の行動によって可燃ごみを減らすことで、環境にやさしいだけでなく、ごみを処理する費用の削減、長期的にはごみ処理施設建設費の削減につながります。

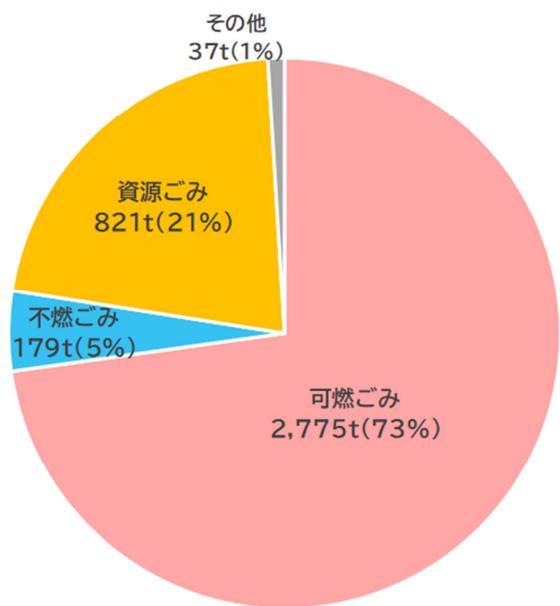
(例)可燃ごみ10%減量 ⇒ 処理費用約1,070万円削減

※上記金額は、米子市への処理委託費・運搬費から算出しています。

町民のみなさまにとっても、ごみが減ることで指定ごみ袋の使用枚数が減り、ごみ袋購入代金の削減につながるなどメリットがあります。

引き続き、ごみの分別と減量にご協力をお願いします。

ごみの種類別割合(令和6年度)



ごみ分別アプリ「さんあ～る」をご利用ください

ごみ分別アプリ「さんあ～る」は、分別方法を手軽に検索したり、収集日をお知らせする機能がついたアプリです。



各ストアより「さんあ～る」で検索し
ダウンロードしてください。
右記のQRコードでもダウンロード
できます。



ごみの出し方を一部変更します

令和8年4月1日から変更

紙製容器包装の収集を終了します。

- 紙製容器包装(食料品や生活用品の空箱・紙袋など)は、
雑誌類(古紙類)として出してください。



→詳しくは 9 ページを参照してください。

指定びんの収集を終了します。

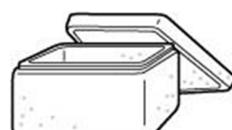
- 指定びん(国内大手メーカーの再利用可能なビールびん)は、
缶・びんとして収集します。
※購入店や、お酒の販売店に返却することもできます。



→詳しくは 11 ページを参照してください。

発泡スチロールは白色のみの回収となります。

- 白色以外の発泡スチロールは、可燃ごみになります。



→詳しくは 11 ページを参照してください。

名和クリーンセンターの受け入れ時間を変更します。

- 名和クリーンセンターのごみの受け入れは午後1時～午後4時までになります。

→詳しくは 19 ページを参照してください。

ごみ出しのルール

(1)ごみステーションの利用

- 収集日の**午前8時**までに、決められた場所に出してください。
- 収集日以外にごみを出さないでください。
- ごみはきちんと分別してください。
- 収集日は、地区ごとの「ごみ収集日程表」でご確認ください。

(2)指定ごみ袋・不燃粗大ごみシール

- 指定ごみ袋は「可燃用」と「分別用」があります。
間違った袋に入れられたごみは収集できませんのでご注意ください。
- 袋は口をしっかりと結んで閉じ、逆さにしてもごみが出ないようにしてください。
- 袋に入らない不燃ごみは、「不燃粗大ごみシール」を貼って出してください。
- 指定ごみ袋・不燃粗大ごみシールは、スーパー・ホームセンター・ドラッグストア・コンビニエンスストア・その他商店でお買い求めください。

※販売店については町のホームページをご確認ください。→



〈販売価格〉

種類		販売単位	販売価格
可燃用 (赤)	大	10枚(1冊)	420円
	中	15枚(1冊)	
	小	20枚(1冊)	
分別用 (青)	大	10枚(1冊)	210円
	小	20枚(1冊)	
不燃粗大ごみシール		5枚(1シート)	

※消費税の改定等に伴い、販売価格が変更になることがあります。

※現在販売していない古い指定ごみ袋(旧町のもの)は使用できません。

(3)ごみの運搬

- 原則として、他人のごみを運搬することは、大山町の許可を受けている一般廃棄物処理業者以外にはできません。許可のない処理業者には運搬を依頼しないでください。
- 大山町が許可している業者については、住民課(0859-54-5210)までお問い合わせください。
- ※ごみの種類・量・運搬距離等によって各業者の受入の可否、料金が異なる場合があるため、直接許可業者にお問い合わせください。